が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

10　「４　変更が生じた年月日」欄は、「２　変更の内容等」欄中「(1)　変更の内容」欄記載の事由が発生した日を記載すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和七年五月十九日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令（次項において「新命令」という。）の規定は、この命令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（以下この項において「対内直接投資等」という。）又は同条第三項に規定する特定取得（以下この項において「特定取得」という。）について適用し、施行日前に行った対内直接投資等及び特定取得については、なお従前の例による。

3　新命令別紙様式第一、第三から第七の二まで及び第七の四による届出書並びに新命令別紙様式第十一の二及び第十九の二による報告書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令（以下この項において「旧命令」という。）別紙様式第一、第三から第七の二まで及び第七の四による届出書並びに旧命令別紙様式第十一の二及び第十九の二による報告書を取り繕い使用することができる。